

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠)	<p>①公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。</p> <p>②公害被害補償基礎調査は、公害診療報酬明細書を点検することによって、各自治体での審査状況について把握等を行い基礎資料の作成を行っているものであり、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書1件あたりの金額が前年度に比べて大きく変化した自治体の割合を記載している。本調査を継続して行い、自治体にフィードバックすることで、公害診療報酬の不正請求の未然防止を含め、公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図ることに貢献した。</p> <p>③(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第三期中期目標及び第三期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。当該計画において、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のものから満足が得られるようにするとの目標値が設定されているところ、当年度においても目標を達成した。</p> <p>④公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数の割合が80%を超えることを目標とし、平成21年度から平成25年度までについては達成し、被認定者の健康確保に貢献した。</p> <p>⑤環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率について本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、毎年、信頼性のある調査を行い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係に係る定期的・継続的な観察を行うことで、必要な処置を講ずる必要がないことを確認することにも貢献した。</p>			
	施策の分析					
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】				
学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。					
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報						
担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	保健業務室室長 倉持 憲路	政策評価実施時期	平成28年6月	

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-32)

施策名	目標7-2 水俣病対策					
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。					
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,633	15,410	15,291	15,733
		補正予算(b)	179	△ 446	△ 414	-
		繰越し等(c)	△ 83	△ 278	144	/
		合計(a+b+c)	14,729	14,686	15,021	
執行額(百万円)	14,546	14,517	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」					

測定指標	①水俣病患者等に対する療養費の支給の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
			水俣病患者等に対する療養費を着実に支給					年度	-
								年度ごとの目標値	
	②離島等医療・福祉推進モデル事業の参加者数(医療・福祉におけるリハビリテーション強化等支援事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	○
		-	18,440	18,658	18,531	18,944	21,330	20,000	
		年度ごとの目標	-	18,000	18,000	18,000	18,000	/	
	③水俣市水俣病資料館の来館者数(水俣病に関する情報発信事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	×
		-	46,528	48,688	48,235	41,824	37,395	54,000	
		年度ごとの目標	-	-	50,000	50,000	50,000	/	
	④学校訪問事業の参加者数(水俣病の教訓を通じた普及啓発事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	×
		-	3,832	4,210	11,900	8,007	7,961	9,000	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	10,000	/	
⑤水俣市観光客入込数(水俣地域の経済活性化)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	○	
	-	368,892	436,978	587,136	520,253	542,700	481,000		
	年度ごとの目標	-	-	469,000	472,000	475,000	/		

評価結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠)
	<p>①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あたる限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に実行されている。</p> <p>②離島等医療・福祉推進モデル事業(リハビリテーション強化等支援事業)の年間利用者数について、近年の実績から18,000人を目標値と設定したところ、平成27年度においては、21,330人の利用があり、目標を達成、水俣病発生地域の医療・福祉レベルの向上に貢献している。</p> <p>③水俣病に関する情報発信の進捗度を測る指標として、水俣病資料館の来館者数を測定指標に設定した。平成27年度においては、資料館の改修による一時閉館の影響等により来館者数が減少し、目標達成には至らなかった。</p> <p>④水俣病の経験と教訓等を伝えることで水俣病に関する偏見や差別をなくし、地域社会の再生・融和を推進する本事業の指標として、水俣病発生地域の学校を中心に訪問し、語り部等との交流を通じて水俣病について学ぶ啓発事業の小・中・高校生等の参加者数を測定指標に設定した。平成27年度においては、受入れ可能な学校が少なかったこともあり、ほぼ前年同の実績にとどまった。</p> <p>⑤水俣地域の地域振興、経済の活性化の指標として、水俣地域への観光客の入込数を測定指標とした。平成27年度においては、前年より約20,000人増加しており、地域振興事業を通じて地域経済の活性化に貢献している。</p>
施策の分析	
次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	特殊疾病対策室長 佐々木 孝治	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	------------------	--------------------	--------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-33)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策					
施策の概要	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。					
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	771	695	700	696
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	771	695	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	648	665	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	○
		173日	164日	130日	115日	116日	106日	120日	
		年度ごとの目標値	140日	140日	140日	120日	120日		
	2. 石綿暴露者の健康管理に係る試行調査の進捗	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	31年度	○
		-	-	-	-	-	1928人に対して、保健指導や胸部CT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応策等に関する調査・検討を行う。	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応策等に関する調査・検討		
	3. 石綿による健康被害の救済に関する法律の施行状況の検討		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		石綿による健康被害の救済に関する法律の施行状況の検討を行うため、中央環境審議会環境保健部会に石綿健康被害救済小委員会を設置した。					28年度	○	
							法律の施行状況の検討及び必要な見直		

評価結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠)
	<p>・石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数を、平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定していた。その後、事務手続の効率化などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。これを受けて、また、今後申請者が増加することが予想されることも踏まえ、平成26年度は目標値を120日に設定し、同年度は116日、平成27年度は106日と目標を達成した。これらの取組により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、平成27年度末までに10,985件(平成26年度末:10,170件)が認定され、被害者及び遺族の迅速な救済は着実に進んでいる。</p> <p>・一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性のある方について実態把握や健康管理の在り方を検討するため、試行調査を実施。この中で、保健指導やCT検査等を実施することを通じて、既存の検診事業との連携、人員・施設等の確保、調査対象者、調査対象地域、検査内容・検査、結果の通知方法、保健指導等に関する課題を抽出した。</p>
施策の分析	
次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に関しては、石綿の専門家や地方公共団体の関係者からなる石綿の健康影響に関する検討会において専門的な検討をいただいている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・石綿健康被害救済制度の在り方について(二次答申)「今後の石綿健康被害救済制度の在り方について」(中央環境審議会(平成23年6月))</p> <p>・第1期・第2期における石綿の健康リスク調査の主な結果と考察について(石綿の健康影響に関する検討会報告書(平成28年3月))</p>
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	石綿健康被害対策室長 高城 亮	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	-------------------------	--------------------	--------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-34)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究				
施策の概要	近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 ① 花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。 ② 黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ③ 熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。				
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。				
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	58	67	81	102
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
合計(a+b+c)	58	67	(※記入は任意)	-	
執行額(百万円)	48	60	(※記入は任意)	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	①花粉飛散モデルによる予測総花粉量と実際の総花粉量の寄与率(R ²) (*22年度はスギのみ)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	×
		-	63.6%	21.7%	73.0%	28.5%	46.2%	60%	
		年度ごとの目標値	-	-	60%	60%	60%	-	
	②黄砂による健康影響に係る調査対象者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	△
		-			50	78	207	287	
		年度ごとの目標	-	-	50	100	208	-	
	③自治体からの希望に応じて作成した熱中症啓発資料(リーフレット2種、はがき、カード)単位:千部	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	-
		-	-	1343	1,366	2,539	3132	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	④アンケート回答自治体における暑くなる前から熱中症対策を行っている自治体の割合	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	○
		-	-	-	89.8%	99.2%	100%	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①:花粉の飛散量予測については、予測制度に関する指標として、各地の予測花粉量と実測花粉量との相関を元にした寄与率を指標として設定した。近年の状況を見ると、予測精度は年度によってバラつきがあるが、平成27年度は前年よりは改善がみられたものの達成できなかった。 ②:黄砂による健康影響に係る調査については、ぜんそく患者と黄砂飛散との関連性について調査を行っており、正確な結果を得るためには一定以上の調査参加者を確保する必要があることから、その人数を目標として設定した。昨年度はほぼ目標に達成する人数を確保することができた。 ③、④:熱中症に関する普及、啓発事業のについては、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び都道府県、政令市、中核市、保健所政令市(アンケート対象自治体)における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して増加していることや、全ての調査自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けがなされているものと考えられる。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	花粉の飛散量予測については、有識者を集めた「花粉飛散予測及び動態に関する検討会」を開催し、実施している。黄砂の健康影響については、有識者を集めたワーキンググループを開催した上で実施するとともに、「微小粒子状物質等疫学調査研究検討会」で進捗を発表している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成27年度 花粉症に関する調査・検討報告書 平成27年度 黄砂による健康影響調査検討業務報告書
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 立川 裕隆	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	-------------	--------------------	-----------------	----------	---------